

# 建議回答書

平成 23 年 4 月 27 日

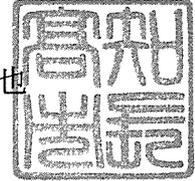
高知市



23 農水第 78 号  
平成 23 年 4 月 27 日

高知市農業委員会  
会長 日比 幸雄 様  
高知市春野地区農業委員会  
会長 深瀬 歩 様

高知市長 岡崎 誠也



平成 23 年度高知市農業建議に関する建議（回答）

平成 22 年 10 月 20 日付け建議においては、競争力のある産地・農家の育成、農業用水・排水対策などについて、貴重なご提言をいただき誠にありがとうございました。農業委員の皆様方におかれましては、農業者の良き相談役として、また農業現場の切実な課題を行政に反映いただく農家の代表者として、日頃からご尽力されておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、先般の東日本大震災では、未曾有の被害が発生し、農林水産業にも大きな影響を与え、今後、被災地の復興とともに、国民の食を支えるためには、被災を受けていない西日本の農林水産業の役割がより重要なものとなってまいります。

一方、今日の農業を取り巻く情勢は、農産物価格の低迷や生産資材費の上昇、担い手不足による耕作放棄地の増加など多くの課題を抱え、食料自給率も低迷するなど大変厳しい状況にあります。

こうした中、本市では、現行の「2001 高知市総合計画」の基本計画満了を機に、自主・自立に基づく真に豊かな市民生活の創造と持続的な発展をめざして、新たに「2011 高知市総合計画」を策定いたしました。今後は、本計画を着実に実行していくとともに、「高知県産業振興計画」とも連携を図りながら、本市農業の発展のための取組みを進めてまいります。

農業委員の皆様方におかれましては、今後とも本市農業の振興のみならず、本市行政への一層のご協力・ご指導をよろしくお願いいたします。

以下、建議の各事項につきまして回答いたします。

## 建 議 事 項

### 1 農政推進体制の強化及び競争力のある産地・農家の育成について

力強い産地づくりの実現には、地域間競争が激しくなっている農産物におけるブランド化が重要であります。

そのため農家には、一層の生産コストの削減，市場の需要や動向を把握した計画的生産など総合的な戦略が必要となります。

高知市における農政部門の職員体制を充実すると同時に，営農指導の中心となるＪＡ・普及所等との人事交流を行うことにより農政推進体制を強化してください。

また，大学など研究機関とも連携するなど，産官学が一体となって高知市農産物のブランド化に取り組むことにより，競争力のある農家を育成してください。

生姜や四方竹など有望品目に関しても，加工施設や保冷施設を整備するなど生産体制を強化するとともに，県やＪＡと連携して新たな消費拡大や販路開拓を行ってください。

### (回 答)

本市では現在，財政健全化を目的とします新定員適正化計画による定数の削減を行っているところです。そのような状況の中で，合併による中山間地域や田園地域を持つ本市農業は，今後も地域振興を図るうえで重要な基幹産業であると認識しており，今後，国等の施策と連動しながら体制の整備を図ってまいります。

また，本市の農産物のブランド化を進めるなど農業施策の振興につきましては，引き続き，農林水産部を中心に取り組んでまいります。職員の人事交流につきましては，雇用形態や処遇など整理が必要な諸課題がございますことから，調査・研究のため，いましばらくお時間をいただきたいと思います。

次に，高品質で優良な農産物の生産や産地銘柄の確立など，収益性の高い農業と競争力のある産地や農家の育成を図るため，旧高知市地域では，本市をはじめ高知県や園芸連，各ＪＡのほか四国電力株式会社などを構成員とする「高知市営農技術会議」を，また春野地域では「春野地区園芸研究会」を設置し，地域の特性に合う品種や栽培方法の研究等を行っており，その活動に対して支援を実施しています。

これらの団体では，毎年研究課題を設定し積極的な活動を行っており，民間との取り組みでは農業電化に関する研究や，過去には八工対策等で，

民間事業者や大学などと連携を図って研究を行った経過もございます。

今後におきましても、研究課題の解決に向け、必要に応じ産官学の連携に取り組んでまいります。

また、高知県では産業振興計画の中で「ものづくりの地産地消」の強化を図るため、今春、高知県工業技術センター内に搾汁装置をはじめ9種類の加工機器を備えた「食品加工研究棟」を整備し、農家などの事業者が食品加工や新商品開発に向けた試作研究等に取り組んでいるとお聞きしています。こうした施設は、加工食品としての新たな消費拡大や、農産物ブランド化への足がかりになるものと考えますので、今後は県と連携して、生産組合をはじめ農家の方々に利用の周知を図ってまいりたいと考えています。

一方、基幹品目であります生姜については、平成23年度において予冷貯蔵施設や集出荷場設備等の整備について支援を行い、生産体制の強化を図ってまいります。

さらに、全国的に希少性が高い四方竹については、本市のブランド品として育てていくため高知県産業振興計画アクションプランの中で、普及所や(財)夢産地とさやま開発公社と連携を図り、中長期保存を可能とする加工処理技術の改善と加工商品の開発、販路の拡大等に取り組んでいるところです。

また、平成22年度に高知県から譲渡を受けました「旧県立土佐寒蘭センター」につきましては、本年度中山間地域における有機農業のセンター的施設及び地域コミュニティの拠点施設として整備することとしています。

#### 平成23年度当初予算額

こうち農業確立支援等生姜関連事業費補助

産業振興推進総合支援事業費補助金(朝倉地区)

80,000千円(県1/2上限50,000千円,市1/5上限30,000千円)

整備内容:生姜予冷蔵貯蔵施設等

こうち農業確立総合支援事業費補助金(朝倉地区)

13,332千円(県1/36,666千円,市1/36,666千円)

整備内容:生姜洗浄機,生姜包装機,コンテナ洗浄機

こうち農業確立総合支援事業費補助金(春野地区)

15,486千円(県1/37,743千円,市1/37,743千円)

整備内容:生姜洗い場の屋内化工事,第二集出荷場改修工事等

旧土佐寒蘭センター施設整備事業 3,600千円

整備内容:改修設計委託費

施設整備については、平成23年9月補正予算で対応予定。

## 2 循環型環境農業及び地産地消の推進について

食の安心安全や環境問題への取り組みが行政責任として求められている中で、高知市は「環境維新」を旗印に掲げ、土壌の炭素貯留量が増加し、大気中の温室効果ガスが削減されると言われている有機農業を推進しています。

有機農業は土づくりが要であり、現在土佐山地区にある「土づくりセンター」で家畜糞を利用した良質の完熟堆肥が生産・販売されています。しかしながら、施設規模の問題などから慢性的な供給不足の状態が続いており、有機農業の推進に影響を及ぼしています。

札幌市では、学校給食残渣を堆肥化し、その堆肥で育てた作物を学校給食に提供するという「フードリサイクル」システムが確立されています。本市でも、地場産堆肥を用いて生産された有機農産物を地場で消費する「食の循環」ができるよう、民間の堆肥施設とも連携し、公共施設等から出る食品残渣等を利用した完熟堆肥の生産体制を確立してください。なお、担当する部署を具体的に決定してください。

地産地消の推進については、高知市食育推進計画で掲げた学校や公共施設における地場産品の使用割合目標を必ず達成し、さらに数値の向上を目指してください。

### (回 答)

「とさやま土づくりセンター」(以下「土づくりセンター」という)では、牛、馬、鶏などの家畜糞を主な原料として、良質の有機堆肥を年間250t程度生産し、本市農業施策で重要な位置づけとしております。有機農業の推進による「安全・安心な農産物」の供給を目的として、土佐山地区を中心とした中山間地域の農家に供給してまいりました。

しかしながら、堆肥の品質の良さや安価なこともあって需要が増大し供給が追いつかない状況も見受けられるため、良質の堆肥を安定的に供給できるよう平成23、24年度の2カ年で「土づくりセンター」の施設整備を実施いたします。

また、ご要望のありました公共施設から排出される食品残渣の堆肥化につきましては、主な排出元であります学校給食関係の食品残渣は、平成20年度の実績で日量約750kg排出されており、教育委員会が独自に回収し焼却処分をしております。この学校給食関係の食品残渣を原料として、堆肥を製造することは可能ですが、現在の堆肥の品質を維持することを前提として、どれくらい混入できるか、またそのための設備整備が必要かどうかも含めて今後関係部局と連携して検討をすすめてまいりた

いと考えております。

なお、「土づくりセンター」の運営管理は農林水産部土佐山地域振興課が担当しております。

本市の学校給食における地産地消の推進につきましては、使用割合目標を重量ベースで、平成 24 年度末 60.0%、平成 25 年度末 62.6%以上と掲げ、高知市学校給食地場産品活用促進協議会や学校給食地場産品活用モデル地区などにおいて地域食材の更なる活用に向けた協議を重ねております。平成 21 年度における地域食材活用率は、55.1%であり年々上昇しておりますが、目標達成のためには新たな展開も必要と考えております。

そのため、平成 22 年度には、学校給食用物資納入指定業者のうち野菜・果物を扱う業者を対象とした研修会を実施し、学校給食の現状と地産地消に取り組む理由について共通認識を図りました。

また、関係団体との協議により、学校給食地場産品活用モデル地区である春野地区では、地産地消を推進するための課題の一つであった、生産者のグループ化と調整を図る人材の確保が達成され、新たな体制による地域食材の活用がスタートいたしました。旧高知市内においても、地区別生産物カレンダーの作成が進み、今後の活用率アップに向けた準備ができたところです。

今後は、献立作成者となる栄養教諭・学校栄養職員に対し、使用食材の情報提供を行うとともに、生産と納品体制について関係団体との協議を重ねながら、地産地消の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

本市の公共施設などにおける地産地消の推進につきましては、地域で生産された食材を施設管理者等が積極的に活用していくことが重要であります。そのためには、施設管理者等に生産者や生産物情報を提供する機会を創出し、地場産品を活用していく手法が考えられます。

今後は、高知市の所管する観光施設や福祉施設等の施設管理者に対し、高知市食材カレンダー等の情報提供を積極的に働きかけ、地場産品の使用割合の向上を図り、地産地消の推進に取り組んでまいりたいと考えます。

#### 平成 23 年度当初予算額

##### 土づくりセンター施設整備事業

ユズ残渣堆肥舎整備 17,000 千円（県 2/3 11,333 千円，市 1/3 5,667 千円）

堆肥製造ライン増設 設計委託費 2,000 千円

増設工事は、平成 24 年度に計画しています。

### 3 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

高知市全域で、イノシシやカラスなどの有害鳥獣による被害面積の拡大が続いています。

農作物への被害を軽減させるには、有害鳥獣駆除を担ってくれる狩猟者を増やす必要がありますが、狩猟免許保持者の減少、高齢化が進んでいます。

これは、狩猟免許の取得及び更新にかかる費用負担が大きいことが原因の一つと思われるので、有害鳥獣駆除に従事しようとする狩猟者に対しては、補助金による個人負担の軽減などの支援を行ってください。

また、駆除の支援効率をあげるために、「高知市鳥獣被害対策協議会」に農業委員会のメンバーを参加させて頂き、積極的な働きかけをして下さい。

さらに、現在の有害鳥獣捕獲報償金額は、有害鳥獣を捕獲するにかかる労力に見合っておらず、狩猟者の捕獲意欲低減の一因であるとの指摘もあることから、大幅な増額を行ってください。

#### ( 回 答 )

狩猟免許取得及び更新にかかる費用への補助について、県内の一部の市町村では、狩猟免許試験の事前講習会を行政が開催することや、県猟友会が主催する場合の講習料の助成などに取り組んでいる事例もありますことから、本市におきましても、これらの事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣による農作物等への被害防止対策を目的に地区の代表者、猟友会、JA等で構成する「高知市鳥獣被害対策協議会」は、鳥獣捕獲用の檻等の貸し出しなどにより有害鳥獣の被害対策に取り組んでいます。農業委員会が構成員の一員として参加されることは、地域の被害実態の把握等が容易になることから、同協議会への参加に向けた助言を行ってまいりたいと考えております。

また、本市では、平成21年8月からイノシシ1頭あたり3,000円の報償金制度を新設いたしましたが、有害鳥獣被害が増加していることや各方面から被害防止に対する助成制度の見直しを求められていることから、近隣市町村の報償金制度の状況も踏まえ、平成23年度からイノシシの報償金を1頭あたり6,000円に増額いたしました。

#### 4 東部地域の農業用水の確保及び排水対策について

東部地域は市街地の拡大により農地への混住化が進行し、農業生産環境の維持が厳しいなか施設園芸や稲作が行われておりますが、大きな農業用水路がなく、多くの農業者が地下水を利用しています。しかしながら、ほとんどの所で地下水位の低下によるものと思われる深刻な塩水化が見受けられています。

良質な水は農業の生命線です。この一部の良質な地下水が枯れてしまえば、東部地域では農業が営めなくなりますので、地下水量と塩水化の調査を行い、枯渇の恐れがある場合は、早急に用水確保に向けた対策を講じてください。

また、東部地域は海拔が低く、市街化による遊水地の減少などもあり、現在の湛水防除体制では大雨の際には農地が湛水し、施設園芸に大きな被害が出る恐れがあります。

高知市は東部地域の湛水防除対策について3年かけて調査検討し、実施計画（案）を策定したものの、現在宙に浮いた状態であるので、現在の進捗状況を踏まえた事業実施年度を具体的に示してください。

#### （回 答）

東部地域の一部においては、地下水の塩水化により農業用水として使用することが困難な状況が生じており、当地域の農業用水の確保は、重要な課題と考えております。

このため、現在一部の地域におきまして、農業用水確保のため、用水管と取水ポンプの整備を実施しているところです。

地下水の塩水化調査につきましては、地元土地改良区などの要請に応じまして、実際ポンプアップしている地下水の塩分調査を行ってまいりたいと考えておりますが、水量調査につきましては、技術面や予算面などから困難であると考えております。

また、東部地域の内水排除対策につきましては、新たな湛水防除事業の導入に向け、平成19年度から21年度にかけて調査検討してきたところでありますが、平成20年度に創設されました農村災害対策整備事業の導入を検討する必要性が生じたことから、平成22年度は、事業主体となります高知県をはじめ、関係機関との協議を進めてまいりました。

しかしながら、農村災害対策整備事業は、費用対効果の算定等、事業の採択要件が非常に厳しい上に、湛水防除事業につきましても排水区域の要件が厳格化されるなど、いまだ国をはじめとする関係機関との協議調整に時間を要する状況となっております。今後は、積極的に協議調整

を進め、湛水防除対策の早期実施に向けて取り組んでまいります。

# 要 望 事 項

## 【市への要望】

### 1 市街化区域内農地の固定資産税の軽減措置について

市街化区域内の農業経営は、農産物価格の低迷や長期の景気低迷により宅地の需要が期待できず宅地転用が進まないなか、農地への税負担増等により、農地を保持することが困難になっているのが現状です。

このままでは、食料を供給するという農業本来の役割はおろか、農地が持つ環境保全機能や保水能力が低下し、生活環境の悪化が進行することが予想されます。

このような多面的な機能を行政としても十分認識し、地価の動向や農業生産性を考慮して、農家が農業経営を継続できるような市独自の支援策を講じるとともに、国へも税制改正を働きかけてください。

### (回 答)

農業をめぐる厳しい状況につきましては十分に理解できるところでありますが、固定資産税は固定資産そのものの価値に着目し、自治大臣が定める「固定資産評価基準」によりその評価を決定して課税しているところであります。市街化区域内農地につきましても、この主旨にそった課税がなされているものであります。

この「固定資産評価基準」では、市街化区域内農地の評価は、状況の類似する宅地の価格に比準する価格によって評価を行い、その価格から転用にあたって通常必要と認められる造成費相当額を控除した額を基準としてその価格を求めることとなっております。

税負担に直接関わってくる課税標準額につきましては、平成 15 年の税制改正により、市街化区域農地の課税には課税標準額の上限が設定され、課税標準額が評価額の 3 分 1 を超えた場合は、評価額の 3 分 1 の額を上限とすることになり、市街化調整区域内の農地と同様の税負担調整措置がなされています。

ご要望の税制改正による固定資産の軽減措置につきましては、全国市長会への要望をいたしました。全国的な景気の低迷で税収が不足している段階で、減収につながる要望は受け入れがたいと国への上申は見送られた経緯がありますが、都市近郊の自治体も同様の課題を抱えているとお聞きしていますので、今後情報交換を行うなど研究してまいりたいと考えています。

なお、市独自支援策の要望につきましては、既に課税標準額を 3 分 1 と

する課税標準の特例措置があり，なおかつ，その負担調整率が3～4割程度のところもあること，また他の産業との関係での税の公平性の観点などから，市独自の減税措置を講じることは困難と考えます。

## 2 食農教育活動の推進について

次世代を担う子ども達が，農業や食生活の大切さを学ぶためには，農業が持つ教育的機能を生かした多様な食農教育が必要となります。

そのためには，全小学校への学童農園の設置や農業体験学習を通じ，食教育と農業体験を一体的に実施する食農教育活動を推進してください。

### (回 答)

学童農園につきましては，学校近隣の田畑を借用し，農業体験を実施している小学校が半数程度ありますが，学校の立地条件等から，校外の農地を確保することが難しい学校もあります。そうした小学校につきましても，校内の花壇等を活用し，学校菜園として栽培活動に取り組んでおります。

次に，食農教育活動につきましては，平成22年度も県の事業を活用し，食育や食農教育等の体験活動をサポートしております。また，小学校においては，生活科・家庭科・総合的な学習の時間を中心に，栽培活動や収穫した作物を使っでの調理活動が行われており，その際に保護者や地域の方に協力していただいている事例もあります。

今後も，学校が保護者，地域，関係機関等と連携しながら食農教育が進められるようにサポートしてまいりたいと考えております。

一方，子ども達に農業や地域農産物への理解を深める取り組みとして，これまで県の事業を活用して小学校における農業体験学習の導入を支援してまいりました。昨年度から，県の補助事業が廃止となりましたが，本事業が食農教育活動の一環として重要であることは変わりないことから，本市では引き続き実施をしています。

今後におきましても，地域農業者や関係機関等と連携を図りながら，農業体験学習の推進に取り組んでまいります。

### 3 長浜地区の農業用水の確保対策について

長浜地域の農業は、雨水を浸透させることで地下水を維持し、その地下水を利用して農業を行ってきました。

今回の下水道工事の実施による地下水脈の分断（破壊）や下水道による雨水排水により、地下水量が激減する可能性が指摘されています。

長浜地区の農業用水の確保対策については、地元農家と十分協議を行い、雨水を地下に浸透させる施設の設置や上流用水活用等の抜本的な対策を講じてください。

#### （回 答）

農業従事者の皆様方の井戸につきましては、長浜雨水幹線管渠築造工事にあたり、平成 17 年度より事前調査を開始し、現在まで地下水の水位や塩分濃度等を継続的に観測し、皆様方へのご報告もさせていただいているところであります。

今後も、引続き地下水調査を実施し、万一、井戸枯れや塩水化の兆候がある場合は、工事との因果関係を明らかにし、誠意をもって対応してまいりたいと考えております。

また、農業用水の確保対策としましては、引き続き地元農業関係団体との十分な協議を行った上で、浸透枘の設置を進めてまいります。

### 4 石灰採掘跡の塩水化対策について

稲生の石灰鉱山廃坑跡地（池）から塩水が湧水していることによる介良東部地区での農作物被害は甚大です。

関連企業と地元改良区の「塩水湧水対策に対する確認書」の取り交わしについての協議も進展せず、地元では十分な対策が講じられない事態が懸念されています。

この塩水湧水対策は緊急を要する問題であるので、市が中心になり、企業並びに関係機関とも協議して、自然流下による排水が可能か等早急に具体的な調査、対策を講じてください。

#### （回 答）

介良東部地区の塩水湧水につきましては、介良東部地区における農業環境を保全する上で、大きな課題と認識しているところであります。

このため、本年 2 月には、自然流下による排水の可能性を調査いたし

ましたが、池の水位と排水先の水路底の高さが、ほぼ同じであり、自然流下は困難であることが明らかになったところであります。

本市といたしましては、このような状況ではありますが、農業を振興するうえで、農地を保全することは重要なことであり、今後とも塩水池や周辺農地の水質調査などを実施するとともに、地元土地改良区や関連企業、関係機関との協議の場を設けるなど、課題解決に向けて積極的に取り組んでまいります。

## 5 竹林整備対策及びバイオスタウン構想について

竹林の放置により、農地への竹の浸食被害は市内全域に拡大して、深刻な農政問題になっています。

放置竹林の整備と拡大防止対策、竹の活用策について具体的に検討するとともに、市民に対して積極的に情報提供を行ってください。

放置竹林については、所有者である個人の問題ではなく、竹を利活用するバイオマス事業も進展していない状況であるので、積極的に関係機関や企業と協議を行い、早期に実現させてください。

### (回 答)

竹林の整備に係る国の制度としては、間伐等に対する補助事業である「造林事業」のメニューのなかに、人工林内の竹の除伐を対象とするものがあり、国・県の補助事業に、さらに市独自で上乗せ補助をしています。また、県の制度としては、森林環境税を原資として荒廃竹林の整備に補助する「生き生きこうちの森づくり推進事業」があります。

いずれの場合にも、事業を実施できる場所や山主負担、事業実施後の管理条件など事業採択にあたっての要件が厳しく、事業の利用が少ない状況ですが、最近、国産筍の需用の高まりを受けて、荒廃竹林を整備して筍の生産を拡大したいとの理由から、「生き生きこうちの森づくり推進事業」を導入しようとの動きが出ています。竹の伐採や利用を拡大させるためには、これらの制度の普及が重要であり、高知市の広報誌やホームページへ掲載し、情報提供に努めてまいります。

次に、竹バイオマス事業についてであります。高知市バイオスタウン構想の中でもこの事業を大きな柱と位置付けており、荒廃竹林の整備を後押しできるものでありますことから、まずは竹バイオマス関連企

業の誘致を目指して取り組んでおります。現在のところは、安定的な需給を含めた資源循環システムの構築が困難なうえ、市場情勢から厳しい経営も予測されるため、事業化には至っておりません。

また、国が進めてきたバイオマス事業につきましては、全国的にも成功事例が少ないことから、現在、国の方では制度等の見直しに向けた検討が行われておりますので、こうした動向にも注視しながら、事業化の可能性を引き続き探ってまいりたいと考えております。

## 6 耕作放棄地対策について

近年農家の高齢化や米価の低迷により、耕作放棄地が拡大し、環境面からも大きな問題になってきております。

水田で栽培できる有望な作物があれば、耕作放棄地及び休耕地でも栽培することが出来ますので効果があります。

今から 21 年前に、春野地区でも「沖縄の水芋」を栽培したことがありますが、高知の水田でも育ちも良く、出来も良く、経済性もかなり高いものでした。

現在「水芋」は、沖縄県条例で他県への持ち出しを禁止されており、入手することは出来ませんが、台湾や東南アジアでは栽培されていると聞いております。

高知市の耕作放棄地対策として、「水芋」の導入等具体的な施策の検討を行ってください。

### (回 答)

耕作放棄地対策につきましては、国において農地の再生作業や老朽施設の撤去、その後のハウス建設費用等に対する補助事業を展開しており、さらに県が上乘せ補助を行っております。

本市においては、高知市担い手育成総合支援協議会がこの事業を活用し、平成 22 年度には、ロックウールを利用したトマト栽培により 9a の耕作放棄地を解消しました。このように、耕作放棄地を再生させるためには、収益性の高い品目や栽培方法の導入が効果的であると考えます。

ご要望のありました「水芋」につきましては、沖縄県において高収益が期待できる転作作物として、水稲との組み合わせによる安定的な水田農業が行われています。

しかしながら、「水芋」は連作障害が発生しやすく水稲との輪作体系が必要なことや、さらに沖縄の伝統料理には欠かせない食材であり、その

需要の多くは沖縄の食文化によるところが大きく、「水芋」に馴染みのない本県で導入を進めていくことには課題があると考えられます。

今後については、「水芋」に限らず収益性が高く栽培が容易で耕作放棄地対策になりうる品目について、関係機関・団体と連携しながら研究してまいります。

他方、直接の耕作放棄地対策ではありませんが、高知市では県の制度を活用し、水田後作で栽培できる有望な作物を産地化するため、「有望品目産地づくりモデル事業」を行い、水田農業者の所得向上に努めています。このような取り組みを進め、稲作農家の所得向上を図ることにより、耕作放棄地の拡大を防いでいきたいと考えます。

## 【国・県への要望】

以下の事項について，市長会等を通して国・県に働きかけてください。

### 1 資材費の高騰に伴う支援措置について

農業生産資材の値上がりと農産物の販売価格の低迷により，農家は厳しい経営状態が続いています。

農業生産資材の安定供給と価格の安定化に向けた支援対策の早期実現を図ってください。

#### (回 答)

農業所得の向上と農家の生産意欲を高める施策が重要であることから，農家経営の安定に向けた生産コスト低減策の充実を国に働きかけるため，高知県市長会に議案として提出いたしました。

### 2 生産量の少ない野菜・果樹への適用登録農薬の拡大について

農薬は様々な試験研究により，農作物ごとに安全な使用方法等が国により定められています。

生産量が少なく地域特産の作物として栽培されることが多いミョウガ・軟弱野菜・大葉等のマイナー作物では，使用可能な農薬が少なく，抵抗性を有した病害虫の出現もあり，生産現場では病害虫や雑草の防除に苦慮しています。

平成 21 年度建議回答によりますと，年間 10 件程度の適用拡大が図られているとのことですが，関係機関や J A 等がより一層連携し，農薬メーカーの協力を求めながら，マイナー作物に対する農薬登録の拡大を図ってください。

#### (回 答)

農薬の登録については作物ごとに残留農薬試験や薬害試験等の各種試験データの提出が必要であることから，農薬メーカーにおいては収益性の高いメジャー作物を対象に登録申請を行う傾向にあり，マイナー作物が盛んに生産されている本県では，園芸振興の観点からマイナー作物への適用拡大が課題となっています。県においては「マイナー作物の各種試験データを登録意思のある農薬メーカーに提供することによる適用作

物の拡大」についての取組みを進めており、平成 22 年度には県下で約 150 件にのぼる要望の中で 17 件について農薬メーカーに試験データの提供を行っています。

平成 23 年度についても取組みを継続実施する予定であることから関係機関等と連携しながら、産地において具体的に希望する農薬について適用拡大が図られるよう、県への働きかけを行ってまいります。

### 3 内水排水対策としての新川川の浚渫等について

平成 21 年度建議回答書においては、検討する・継続して実施することが書かれています。

新川川の浚渫についての要望は東諸木地区だけではなく、弘岡下地区の新川川（北山川）まで広い範囲に及んでいますが、手が付けられないままになっています。

また、県管理の弘岡下地区の新川川は、仮設の橋がそのまま残され新しい橋の架け替え工事が着手されていないのが現状です。

このような現状を踏まえ、春野地区の内水排水対策において重要な役割を果たしている新川川の浚渫や拡幅整備の早期実現に年次計画を立てて取り組んでください。

#### （回 答）

河川の維持管理につきましては、管理者である高知県（高知土木事務所）から、「新川川の改修は、98 豪雨対策工事区間において十数箇所、残っております。弘岡下地区の仮橋につきましては、下流部に未改修箇所が残っていることから、下流部完了後の施工となります。

また、浚渫につきましては、98 豪雨後の河川改修により、護岸工事、浚渫を行っており、今のところ堆砂箇所は見受けられませんが、河川巡視や地元の皆様方からの連絡等により堆砂が確認されれば、浚渫を行っていきます。新川川の事業の必要性については、十分に認識しており、今後とも予算要望を行っていきますが、県の財政問題や国の予算状況も厳しいことから、年次計画を提示することは困難です。」と伺っております。

新川川（長浜川）の拡幅整備につきましては、平成 21 年度から県市連携のもと、新橋架け替え工事に着手し 23 年 3 月に完成後、供用開始しております。本市といたしましても、新川川（長浜川）改修工事は重要課題と捉えており、今後も引き続き県と調整を図りながら要望してまいります。

#### 4 農産物価格安定に向けた施策の推進について

農産物価格は、市場原理に委ねられて長期低迷し、農業生産費においては、農業生産資材や農業機械が高騰しており、農業所得は減少しています。農家は、農産物価格が安定しないため将来の農業経営に対して不安を持ちながら農業を続けているのが現状です。

国は、農業の再生と食料自給率の向上を目指す「戸別所得補償制度」を創設し、平成22年4月から「戸別所得補償モデル対策」の加入申込みが始まりました。

しかし、適用基準が地域の実情にあっていないため、本対策の実効性が疑問視されています。

農業施策については、全国一律ではなく各々の地域の実情にあったものとしてください。

#### (回答)

国の農業施策の適用基準等について、全国一律でなく各々の地域の実情にあったものとするよう働きかけるため、高知県市長会に議案として提出いたしました。

#### 5 農業環境整備事業及び湛水防除事業について

環境保全や保水・洪水防止などの多面的な機能を有する農地を守り、安全で良質な農産物の生産や収益を確保するためには、農業用施設の維持管理及び農業環境整備が必要です。

しかし、近年これらの施設は老朽化が進行し、耕作放棄地拡大の一因となっていることから地域の実情に見合った農業経営基盤の整備対策を講じてください。

また、高知市東部地域での湛水被害を防止するために、排水機、排水樋門等の新設及び改修による湛水防除対策を充実させてください。

#### (回答)

県の補助による土地改良事業としましては、一昨年の「農地有効利用支援特別対策事業」に引き続き、昨年末には新たな事業として、国の「きめ細かな交付金」を活用した「小規模農業水利施設保全対策事業」が創設され、地域の実情に見合った農業施設の整備が実施できるようになっており

ます。

今後とも県に対しましては、事務手続きを簡素化した新たな事業の創設や湛水防除対策について、要望してまいります。

## 6 農地情報利活用推進事業の復活について

農地に関する地図を活用して耕作放棄地の発生を抑えたり、農家の経営効率化を促したりする農地情報利活用促進事業が「行政レビュー」により廃止されました。

同事業では、全国土地改良事業団体連合会が主体となり、区画図や航空写真などの情報を集約してシステム化を進め、高知市分のシステム化については、ほぼ完成していると聞いております。

地理情報システム（GIS）による農地に関する情報の活用を図ることで、基盤整備による担い手への農地利用集積が促進され、農地が効率的に利用されることから、農地情報利活用推進事業の復活を要望します。

### （回答）

全国土地改良事業団体連合会におきましては、農地情報利活用促進事業の廃止を受け、当初計画されていた全国的な規模ではなく、各地域の土地改良事業団体連合会での農地情報システムを構築させるよう方向転換されたとお聞きしております。

このことから、高知県土地改良事業団体連合会（以下、「県土連」という。）におきましては、県土連と会員を同じくする「高知県水土里情報利活用促進協議会」会員から提供された資料に基づき、県域でのシステムの構築を進めているとお聞きしております。

## 7 農業者年金の保険料補助の対象者拡大について

青色申告をしている認定農業者・認定就農者には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。また、青色申告をしている認定農業者・認定就農者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者と後継者には、6千円または1万円の保険料補助があります。しかし、その後継者の配偶者は保険料補助の対象者に含まれていません。

後継者の配偶者も家族経営協定を締結し経営に参画している場合は、保険料補助の対象となるよう要望します。

### (回答)

意欲ある農業者が、家族の経営参画によって安定的な営農活動に取り組めるように、農業者年金の保険料の補助対象者を拡大することを国に働きかけるため、高知県市長会に議案として提出いたしました。

## 8 農業委員会への交付金拡充等について

農地法等の一部改正に伴う農地権利取得の規制緩和、耕作放棄地対策の強化、農地利用集積円滑化事業の創設等により、農業委員会の担う許認可等の業務と役割が質・量とも増大しました。

これらの業務を適正に執行するために、農業委員会事務局体制の拡充・強化と農業委員会交付金の拡充を要望します。

### (回答)

農地法の一部改正等に伴う業務量の把握と、本年7月20日の高知市農業委員会と高知市春野地区農業委員会との統合後における業務量について、農業委員会事務局と協議を行い適正な人員配置を図ってまいります。

また、適正な法令事務の執行等の実効性を確保するために必要な農業委員会交付金の拡充につきましては、今後、高知県市長会等を通じまして国・県に働きかけてまいります。